

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所に関する 指示記号				該当箇所の 見出し／文言	質問内容	回答
1	実施方針	4	1	(12)			事業者に支払う 契約金	通常の御町発注の公共工事と同様に、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件に、施設整備業務に係る対価についての一部を前払金として支出することを予定されていますか。 なお、前払金を支出することにより、公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がります。	受託事業者が条件を備え、請求があった場合には前払金を支出することを予定しています。
2	実施方針	4	1	(12)			事業者に支払う 契約金	施設整備業務に係る対価と維持管理及び運営業務に係る対価の支払条件を教えてください。	業務要求水準書(案)4項(8)事業者の収入に記載の通り、施設整備業務に係る対価は設計料・請負料を施設整備事業者を支払い、維持管理運営業務に係る対価は指定管理料を運営事業者を支払うものとします。 なお、各種契約書は募集要項公表時に示します。
3	実施方針	4	1	(12)			事業者に支払う 契約金	対価(契約金)については、募集要項公表時に示すとありますが、9月の実施方針修正版の公表時に示してもらえないでしょうか。	庁内調整があるため募集要項公表時に示します。
4	実施方針	8	2	(3)	ウ	(イ)	建設企業の 資格要件	建設企業は単体企業又はJVのどちらかになると思いますが、JVの場合の企業数に制限はありますか。 また、JVの場合の1企業当たりの必要な出資比率は何%以上ですか。	企業数に制限は設けておりません。 本事業では設計企業・建設企業・維持管理運営企業からなる応募グループから、代表企業を定めることを要件としております。 SPCの設立は必要要件ではないため、応募グループによりご判断ください。 以上より、出資比率に要件はございません。
5	実施方針	14	5	(2)			対象施設の機能 及び想定規模	9月に募集要項案が提示されると伺いました。建物等に関する細かな要求水準はその際に提示「されるのでしょうか。	9月に提示する実施方針等の修正資料公表時に施設の要求事項をまとめた諸室リストを公表予定です。
6	要求水準書(案)	2	I	3	(2)		表 I-1	外構施設の項目に記載の「屋根付きふわふわドーム」とは、具体的にイメージされている既製品等があるのでしょうか。	ふわふわドームは、既製品の空気膜遊具を想定しています。寸法等の要求事項は募集要項公表時に示します。また、屋根に関しては既製品を想定しておりません。
7	要求水準書(案)	3	I	3	(5)	ア	事前調査業務	測量、地質調査等、公告時に提示頂ける資料が不明です。 具体的にどのような調査を業務として要求されるのでしょうか。	募集要項公表時に現況測量図および柱状図を公表予定です。 事前調査業務の内容は、事業者が自らの提案に必要な現況調査を実施してください。
8	要求水準書(案)	4	I	3	(7)		表 I-3	開業準備について令和10年3月、供用開始令和10年4月とありますが、後の各業務での開業準備の項では開業準備業務の期間は令和10年4月となっています。どちらのスケジュールが正しいのでしょうか。	令和10(2028)年3月を正とします。
9	要求水準書(案)	5	I	3	(8)	イ	表 I-4	行政財産使用料の賃料についても9月の募集要項案に公表されるでしょうか。	9月に提示する実施方針等の修正資料公表時に示す予定です。
10	要求水準書(案)	7	II	1	(2)		施設の想定規模	建築面積と延床面積が記載されていますが、前後許容範囲はあるでしょうか。	要求水準事項を定められる場合、制限はございません。
11	要求水準書(案)	8	II	1	(5)		開発行為	開発協議を三朝町と実施する必要があると記載されていますが、事業者は造成計画を検討し、町内で行われる開発協議用の資料作成を支援する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所に関する 指示記号				該当箇所の 見出し／文言	質問内容	回答
12	要求水準書(案)	8	II	1	(5)		開発行為	鳥取県への開発許可申請は不要と記載されていますが、事業募集公告時に開発協議に係る必要な検討項目や資料を提示いただけないでしょうか。	必要書類は、「都市計画法開発許可制度の手引き(令和7年6月鳥取県生活環境部)」P15表自己業務用欄の資料です。 https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1007470/2506tebiki.pdf
13	要求水準書(案)	8	II	1	(5)		開発行為	対象敷地は農地と思われますが、事業募集公告時までに農地転用や敷地境界測量を完了されていると考えてよいでしょうか。	敷地境界測量はご理解の通りです。農地転用については、設計が必要となるため、事業者決定後、設計ができた段階(令和8年中)を予定しています。なお、農地転用に係る手続きについては町が実施します。
14	要求水準書(案)	15	III	2			事前調査業務	受託後の業務に関する要求水準と思いますが、「自らの提案に必要な現況調査」と記載されているので、提案段階で調査を実施してもよいでしょうか。	提案段階で調査を実施される場合は、実施内容について事前にご連絡いただければ内容に応じて許可します。お問い合わせいただきたくよろしく願いいたします。
15	要求水準書(案)	21	V	1	(2)		業務期間	実施方針P5では令和10年4月～令和20年3月31日(10年)が正で、要求水準書案P21にある令和24年3月31日までは誤りでしょうか。	令和10年4月～令和20年3月31日が正です。
16	要求水準書(案)	38	IV	6	オ		温泉ミュージアム 管理運営	町と協議のうえ温泉ミュージアムの効果的な運営管理を行うこととありますが、温泉ミュージアムのコンテンツについては、別途発注という理解でよろしいでしょうか。	温泉ミュージアムでの展示は常設的なものを想定しているため、開館当初の展示は事業者負担と考えます。ただし、今後の展示内容について、町と協議の上、内容を変更する場合はこの限りではありません。
17	現地見学会						現地見学会	計画地の土地売買契約の予定から引渡日をご教授ください	土地売買契約については、令和7年中を、引き渡しについては令和8年中を予定しています。
18	現地見学会						現地見学会	9月に募集要項案が提示された場合、意見等を問われるのでしょうか。	原則として想定しておりませんが、ご質問がございましたらお問い合わせください。